

第 14 期      2 0 2 5 年度

## 事業計画

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

# 2025年 事業計画の概要

## 理念

### 「利用者の尊厳・・・人が人として平等に生きる権利」

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと広がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、支えあい、助け合い自立した生活を地域社会において営むことができるよう伴走型の支援を大切にしていきます。

## 各事業の使命

- 1) 利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう、その期待に応じて支援します。
- 2) 職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即してチームのビジョンに沿って考える研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。
- 3) 利用者の保護者と施設との意思の疎通をしっかりと図り、共に協力して、事業の進展を図ります。
- 4) 地域に対し「目に見えない障がいへの理解促進」を図り、法人への存在価値につながるよう福祉力（福祉マインド）を醸成します。
- 5) 事業活動を通して地域経済に寄与し、経済を活性化させます。

## 職員の心得

- 1) 利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。
- 2) 生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。
- 3) 利用者や地域の中で常に「課題」意識を持ち、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。
- 4) 地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。
- 5) 職員一人ひとりが、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう常に目標を定め、成長を加速させます。
- 6) 日頃より常に「エコ」意識と、コスト意識をもち、法人の財政基盤安定に貢献します。
- 7) 明るく楽しい職場環境づくりをめざして、常に笑顔と挨拶を励行します。

## 事業運営

### (1) 第2種社会福祉事業

- ①障がい福祉サービス事業の経営
- ②相談支援事業の経営
- ③移動支援事業の経営
- ④障がい児通所支援事業の経営

### (2) 公益を目的とする事業

- ①地域生活支援事業
- ②共生型事業（ふれあい食堂）
- ③レスパイト事業

## 取り巻く環境と当法人の取組

当法人は、地域共生社会の実現を目指し、「共に生きる」を法人理念にその実現のために、積極的に事業を展開してきました。

2025年度も健全経営のもと、サービスの質の向上や地域貢献、人材育成、施設の維持管理に努めるとともに、将来を見据えた法人運営を確立します。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症に対して、感染予防やまん延防止対策を徹底しながら、利用者及び職員の安全・安心を基本に事業を提供します。さらに、未曾有の自然災害など危機的な状況にも、迅速に対応できる体制づくりを行います。

私たちの提供するサービスは、地域や利用者の求める声に耳を傾け対応していく必要があります。その原動力となるのは職員一人ひとりの活躍であり、それなくして質の高いサービスは成し得ないと考えのもと、最高のパフォーマンスを発揮して各種事業に取り組みます。

## 基本方針

### 1. 利用者支援の充実

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスを提供する。また、常に利用者の意向や意思を尊重し、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、良質な福祉サービス・社会参加・作業活動を提供する。

### 2. 事業継続による生活の確保・維持

緊急時（大規模な災害発生・感染症発生）に、障がい者とその家族等の生活を支えるうえで欠かすことのできない、継続的なサービス提供の構築と、災害発生時に迅速な支援ができる支援体制を整備・確立する。

### 3. 職員の確保・育成・定着と業務の効率化

良質な福祉人材の確保に向け「福祉を知る・体験する・情報を得る」などの手段を講じる。また、「働きがい・働きやすい・働き続けられる」などの職場環境を整える。その上にサービスの提供の要となる職員の育成、ICTやAIの利用促進等による業務の効率化を推進し、業務の軽減に取り組む。

### 4. 計画的な改修・施設整備

利用者の生活状況、機能低下等に応じた設備を充実するとともに、安全で衛生的な環境の整備に取り組む。

### 5. 共生社会の構築

様々な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取組を推進する。また、地域の協議会に積極的に参画する。

### 6. 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

継続可能な経営を目指し、具体的な数値目標（正確な財務分析）を提案する。また、障害者総合支援法に関する情報を正確につかみ、各事業所の管理者と連携して適正な運営確認を行う。

# 事業計画

## 2025年度法人目標

### 利用者の個別ニーズに合わせた、質の高いサービスの提供

### 理想的なワークライフバランスの推進

#### I 利用者の個別ニーズに合わせた、質の高いサービスの提供

- 1 障害児・者ができるだけ身近な地域で安心して生活し、障害の特性に応じた療育などを受けられるよう、一人ひとりの個別ニーズに合わせた質の高いきめ細やかなサービスを提供する。
- 2 障害者の地域生活を支援するため、地域住民や関係機関との連携を強化し、インクルーシブな社会の実現に寄与する。
- 3 共同生活援助における支援の質の確保のため、事業運営の透明性を高めるため、地域連携推進会議を開催し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる。
  - ①利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する方並びに町の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
  - ②会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。
- 4 感染症などから利用者を守るため、感染症対策の強化に係る取組を推進する。
  - ① 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底
  - ② 指針に沿った事業展開
  - ③ 定期的な研修・訓練の実施

#### II 「業務継続計画（BCP）」

- ① 「感染症対策の強化の取組」と「新型コロナウイルス感染症発症時における業務継続計画（BCP）」の整合性を図る。
- ② 業務継続計画（BCP）に基づいた、研修・訓練の実施

#### III 理想的なワークライフバランスの推進

- 1 職場全体で業務の見直しや効率化を図り、時間外労働の削減と労務管理の徹底に取り組む。利用者への質の高いサービスを提供するために、職員のワークライフバランスの配慮や、メンタルヘルスケアの推進等により職員の健康の保持に努め、長期安心して勤務できるよう支援する。
- 2 仕事と生活がともに充実し、相乗効果を生み出す「理想的なワークライフバランス」の推進に努める。
- 3 職員からの意見を積極的に取り入れ、モチベーションの向上を図りながら、やりがいを持って働き続けられる魅力ある職場づくりを目指す。
- 4 労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な環境づくりを推進する。
- 5 効率的に仕事ができるよう、ICTの導入を検討する。

- ① 採用ツール（求人ポータルサイト等、ホームページの見直しも含む）の積極的活用
- ② 適切な労務管理のための研修等の参加
- ③ 資格取得等キャリアアップを含めた奨学金制度の周知及び資格取得試験に対する特別休暇制度の導入
- ④ 就職準備金の周知（ホームページ等）
- ⑤ 仕事のスキルを高めるための研修（eラーニング）を実施
- ⑥ ICTの更なる活用（電子帳簿保存法の対応を含む）
- ⑦ 職場環境の課題等を明確にするため、コミュニケーションの場を定期的に設定
- ⑧ 効果的な広報戦略の推進

法人が非営利法人として積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民から信頼や理解が不可欠である。「見える化」とどまらず「見せる化」を推進するとともに、義務化された経営状況の閲覧・公表を様々な媒体を通し確実に行之、透明性の高い法人経営を確立する。さらに、福祉の職場に対するイメージアップを図るとともに、法人が行う社会福祉事業、地域における公益的取組等、様々な事業内容について情報発信する。

- ・パンフレットの見直し
- ・地域貢献としての地域における活動をホームページで発信
- ・賃金以外の処遇改善（研修、労働環境、子育て・介護の両立等）に関する具体的な取組内容の周知

## 主な計画（法人本部）

- ①評議員会・理事会の開催と運営
  - 理事長による職務の遂行状況を理事会に報告（年2回以上）
  - 事業活動の状況、事業執行の課題、行政等への届出など。
- ②各種障がい者福祉助成金への積極的な応募
- ③求人対策の継続と定着率向上
  - ・処遇改善手当配分方法の見直し
  - ・メンタルヘルスなど各種職員研修の実施
- ④財務管理
  - ・会計処理の適正化
    - 顧問税理士による指導・相談・外部監査
  - ・会計基準による会計処理
    - 会計基準に基づく予算執行と決算処理
  - ・透明性の確保
    - 定款及び経理規程の遵守
  - ・予算の管理
    - 各事業の予算執行状況を適宜把握し、法人全体を経理
- ⑤施設建設準備委員会の開催
- ⑥感染対策委員会の開催
- ⑦業務継続計画（BCP）及び各規程の見直し

## 2025年度 各事業計画

### 第2種社会福祉事業

#### 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所「きらきはうす」

定員	開設日	責任者
10名	月～金曜日 (土・日・祝日 12/30～1/4 休日)	西山陽子
開所年月日	開設時間	スタッフ数
H25.04.02	(放課後等デイサービス) 登校日 13:00～17:00 休校日 9:00～17:00 (児童発達支援) 13:00～17:00	7名

基本方針	<p>(放課後等デイサービス)</p> <p>子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団活動に適応することができるよう支援する。</p> <p>また、生活能力向上の為に必要な経験ができるような環境を提供し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。</p> <p>(児童発達支援)</p> <p>①健康と安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師によるバイタル測定他医療的ケアの実施。</li> <li>・利用児ごとに介護・入浴・食事支援等のマニュアルの作成・随時見直し。</li> <li>・関係機関との情報の共有・連携。</li> </ul> <p>②日常生活：清潔の保持、食事の提供、個人の特性に応じた排泄の支援、個人の特性に応じた入浴支援。</p> <p>③日中活動：創作活動、リハビリ活動、散歩（ミニ外出）、季節ごとのイベント等</p> <p>④利用者と家族の生活を支えるために、適切なニーズの把握を行う。</p> <p>⑤看護師をはじめ、ピアサポーターや相談支援専門員等を中心とした関係者との茶話会等のコミュニケーションの場を設置する。また、事業内の相談支援の充実を図る。</p>
事業内容	<p>①生活能力向上の為の訓練。</p> <p>②社会参加の機会の提供。</p>

	<p>③家族の安定と仲間づくりの支援。</p> <p>⑤関係機関との連携や、情報提供、相談活動。</p> <p>⑥健康管理。(虐待等の早期発見)</p> <p>⑦コミュニケーション技能の習得。</p>
療育方針	<p>(放課後等デイサービス)</p> <p>① 基本的運動機能・体力を養う。(感覚・運動・模倣・制作遊びなど)</p> <p>② 集団における役割を担う。</p> <p>③ 余暇時間の過ごし方を身に着ける。</p> <p>④ 様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。</p> <p>⑤ 自分でできたと感じられる支援と、自己表現の獲得。</p> <p>⑥ 言語療法士による療育の利用者に関しては、個々の利用者ごとに作成する個別支援計画書(言語指導計画)に基づき指導・療育を行う。</p> <p>(児童発達支援)</p> <p>①楽しくおいしく食べられる力をつける。</p> <p>②「すっきりした」と感じられる排泄支援。</p> <p>③「心地よい」着脱支援。</p> <p>④感覚遊び等を中心に、「えがお」や「できた」が得られる、安心感を持てる環境作る。</p> <p>⑤一人ひとりの表現による「思い」を見極め、通所時の支援に適切に反映させる。</p>
指導方法	<p>① 学校又は病院等関係機関との情報交換及び連携を図る。</p> <p>②個々の特性に応じた遊びや活動を個別支援計画に基づき実施する。(必要に応じ個別療育や小集団療育の実施)</p> <p>③安全に配慮しクッキングや散策など様々な体験をすることで「楽しい」経験を広げられるようにする。</p> <p>④集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで集団における役割を担う機会を作る。</p> <p>⑤得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるように支援する。</p> <p>⑥家族との個別懇談を行い、悩みや状況把握をする。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。</p> <p>さらに、感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。</p>

保健衛生	<p>送迎前の自宅での検温及び来所時の体温等感染症の対策を中心に健康チェック等を実施し、疾病（及び虐待等）の早期発見に努めると共に感染症等の罹患及び感染の拡大防止に努める。</p> <p>また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。衣服調整等を行い、快適な温度調整を行う。</p> <p>必要に応じて、学校・病院等との情報共有を行う。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修及びeラーニング活用の個別研修を中心にスキルアップにつなげる。</p> <p>また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく<b>倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守</b>はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの<b>人権侵害行為を決して行わないこと</b>を心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、関係機関との連携を基に相談・苦情等の適切な解決を図る。</p> <p>児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
法令遵守	<p>児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。</p>

### 居宅介護事業所「きらきはうす」

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業

定員	開設日	責任者
	月～日曜日（12/30～1/4 休日）	植松 智恵子
開所年月日	開設時間	スタッフ数
H24. 4. 1	基本： 24時間対応	20名

基本方針	<p>利用者が居宅において日常生活を営む事が出来るよう、身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄及び、食事等</p>
------	--

	<p>の介護を行う。また、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行う。</p>
事業内容	<p><b>居宅介護</b></p> <p>個別支援計画を作成し、障がい者等の居宅において入浴・身体の清拭・洗髪・排泄・食事・衣服の着脱、その他必要な身体の介護や通院時の介助等を利用者に負担やストレスを与えずに支援する。</p> <p><b>重度訪問介護</b></p> <p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする障がい者（児）が食事や排泄などの身体介護、調理や洗濯などの家事支援、外出時における移動介護等を総合的に行う。</p> <p><b>行動援護</b></p> <p>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。</p> <p><b>移動支援</b></p> <p>社会生活上必要不可欠な外出や社会参加促進を目的とした外出等を、本人の特性やニーズに合わせ、安全面に考慮し支援する。</p>
事業計画	<p>①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を行う。</p> <p>②利用者に関しての情報共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状況及び、メンタルな部分を十分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。</p> <p>さらに、他事業所との連携を強めるため、利用者ニーズ等の把握時に、他事業所との情報共有を行う。</p> <p>③利用者や家族等のニーズ（必要性や要望）に幅広く応じることができるよう実践力を高めていく。</p> <p>④利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を心がける。</p> <p>⑤新たな職員に対し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達と学習を定期的に行い職員育成を図る。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるよう努める。また、外出先での災害等に対するマニュアル等の作成の検討を行う。</p> <p>さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。</p>

保健衛生	<p>① 外出先等でのマスクの着用・手洗いの徹底、人が密に集まる空間に外出しない等、感染症に対する予防を確実に行う。</p> <p>② 訪問時の利用者及び家族の体温等を中心とした体調を、家族や利用者本人に確認し、疾病や感染症の早期発見を行う。</p>
職員研修	<p>居宅において重度の障がい者等の支援を行う機会が多いことから職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を行い、キャリアアップに努めるほか、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>

### 音更町第2子供発達支援センター 「ていくたく」

定員	開設日	責任者
児童発達 18名 放デイ 14名	原則 月～金曜日（土・日・祝日・ 12/29～1/3 休日）	寺井 美紀
開所年月	開設時間	スタッフ数
H26.02	9:00～18:00	13名

基本方針	<p>子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における<b>基本動作及び知識技能</b>を習得し、並びに<b>集団活動に適応</b>することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に<b>必要な経験</b>ができるような環境を提供し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。</p>
------	--

<p>事業内容</p>	<p><b>児童発達支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活における基本的動作の指導</li> <li>② 日常生活における知識技能習得の指導</li> <li>③ 給食を基本にした食育の取組み</li> </ul> <p><b>放課後等デイサービス事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活能力向上の為の訓練。</li> <li>② 社会参加の機会の提供。</li> </ul> <p><b>共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族の安定と仲間づくりの支援。</li> <li>② 関係機関との連携や、情報提供、相談活動。</li> <li>③ 健康管理。(虐待等の早期発見)</li> <li>④ コミュニケーション技能の習得。</li> </ul>
<p>療育方針</p>	<p><b>児童発達支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 楽しくおいしく食べられる力をつける。</li> <li>② すっきりした、自分でできたと感じられる排泄支援。</li> <li>③ 心地よい、自分でできた達成感を味わえる着脱支援。</li> <li>④ 基本的運動機能・体力を養う。(間隔・運動・模倣・制作遊びなど)</li> <li>⑤ 小集団生活適応訓練(他者を意識した遊びや順番を待つなど)</li> <li>⑥ 個別療育(個々の特性に応じて作成された個別支援計画に基づき小集団活動の一部で対応)</li> <li>⑦ 「やってみたい」「できた」が得られる、安心感を持てる環境を作る。</li> </ul> <p><b>放課後等デイサービス事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集団における役割を担う。</li> <li>② 余暇時間の過ごし方を身に着ける。</li> <li>③ 様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。</li> <li>④ 自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。</li> </ul> <p><b>家族に対して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 懇談会や保育所訪問、個別相談を通じて、障がいの特性を理解し受容を促進する。</li> <li>② 親子行事(療育)などを通じて、家族同士の交流・情報交換の場を提供する。</li> </ul>
<p>指導方法</p>	<p><b>児童発達支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別療育：希望者及び必要に応じて実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による、発達検査・個別評価を行う。</li> <li>・ 子供が通う幼稚園や保育所、又は病院などとの情報交換及</li> </ul> </li> </ul>

	<p>び連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。</li> </ul> <p><b>②小集団療育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母親を中心とした対人関係からの広がりを培う。</li> <li>・様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるよう支援する。また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通じて「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。</li> <li>・社会体験学習では、クッキングや散策など様々な体験をすることで「楽しい」経験を広げられるようにする。</li> </ul> <p><b>放課後等デイサービス事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで集団における役割を担う機会を作る。</li> <li>・社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を作るとともに、余暇の充実や将来に向けての期待になるよう支援する。</li> <li>・得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるように支援する。</li> </ul> <p><b>家族支援：主に母親</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別懇談による悩み、状況などの把握をする。</li> <li>・障がいについての勉強会や資料の提供。</li> </ul> <p><b>地域療育支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言し、支援の手掛かりにする。</li> </ul>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。</p>
保健衛生	<p>送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニン</p>

	グによる個別研修を中心に、キャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、関係機関との連携を基に相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

### 地域サポートセンター 「えがお」

定員	開設日	責任者
生活介護 20名 就労継続支援B型 10名 相談支援事業	原則 月～金曜日（土・日・12/30～1/4休日）	小山 真未
開所年月	開設時間	スタッフ数
H29. 04. 17	生活介護・就労）8：30～16：00 相談支援事業）10：00～17：00	30名 1名

#### ①生活介護

基本方針	利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう入浴、排泄及び、食事の介護、創作活動などの機会を提供しその他の便宜を適切かつ効果的に行う。また、地域社会において、他の人々と共生することを妨げられない事など総合的かつ計画的な支援を行う。
事業目標	① 「笑顔出る、楽しい時間、安心できる時間」の提供。 ② 排泄、食事の支援や創作活動によるADLや身体機能の維

	<p>持向上と情緒安定を図る。</p> <p>③行事等の実施による気分転換、生活意欲の高揚等を促し、地域において安定した生活が営めるよう支援すると共に、個々のエンパワーメントを尊重し寄り添う。</p>
事業計画	<p>①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を統一し、短期目標は、6か月で達成することを目指す。</p> <p>②利用者に関する情報の共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状態及び、メンタルな部分を十分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。</p> <p>③行事及び外出を継続し、今まで以上に地域社会との接点を増やしていく。</p> <p>④医療的ケア対象利用者に対し看護師による適切なる支援を行う。</p> <p>⑤新人職員等に対し、指導職員を配置し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達等を行うとともに、利用者の重度化に対応できる職員育成を図る。</p> <p>⑥余暇活動等で作った作品等の販売を通じて、障がいの重度、軽度にかかわらず「働くこと」を感じてもらえるような機会を提供する。</p> <p>⑦給食を提供し、みんなで楽しく食べることを中心に、栄養バランスに配慮しながら声掛け等を行い、好き嫌いを少なくできるように支援する。</p> <p>⑧日々の活動にポイント制を導入し、自己管理を行うことを中心に、社会人としての意識づけができるよう支援する。</p> <p>⑨活動に対して年間スケジュールの作成を行い、適宜見直しをかけ、マンネリ化を防止し作業の充実を図る。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに、感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。</p>
保健衛生	<p>①送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等、感染症の対策を中心に健康チェックを実施し感染症の罹患の未然防止に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。</p>

	<p>② 看護師配置により通所時のバイタルの測定等を行い、疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。コロナ等感染疑いがある場合は抗原検査を実施する。</p> <p>③ 食品衛生法に基づき、安全な給食の提供を行う。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を中心にスキルアップを行うとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
行事	<p>5月 花見・7月カラオケ・9月 夏祭り・10月紅葉ランチ・11月 作って食べよう12月 クリスマス会 ・1月ボーリング 他</p>

## ② 就労継続支援B型

基本方針	<p>利用者が「働く事」を意識できるような環境を整え本人がより充実した生活を送れるように支援していく。また、経済活動を通して、社会生活上必要とされるマナーや社会ルールを身に付けていく。</p>
事業目標	<p>①就労支援の事業内容（仕事の様子等）を、相談支援事業体等に周知し、利用者増につなげる。</p> <p>②昨年度までの販売ルートを実実に継続する。</p> <p>③体験利用者の利用を積極的に進め、作業工程表等を作成し利用者にあった作業工程を組み立てる。</p> <p>④計画製造ができる様に、製造と在庫のバランスを調整しながら商品の販売先等の開拓を行う</p>

事業計画	<p>①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティング等で、支援内容について意見交換・検討をする。また、その計画にそって支援を統一し、短期目標は、6か月で達成することを目指す。</p> <p>②利用者に関する情報の共有に周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状態及び、メンタルな部分を十分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。</p>
保健衛生	<p>① 送迎前の自宅での検温及び来所時の体温測定等、感染症の対策を中心に健康チェックを実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、せきエチケット・うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。コロナ等感染症の疑いがある場合は看護師が抗原検査を行う。</p> <p>②食品衛生法に基づき、商品の生産を行う。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修を中心にキャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>

### ③相談支援事業「きらきはうす」

基本方針	障がい者（児）の相談を包括的に受けられる事業所を目指す。
支援方針	<p>①利用者が安定、安心した社会生活をおくる為様々な相談に応ずると共にその趣旨及びサービスの提供方法について十分説明する。</p> <p>②利用者の意思、選択に基づき医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成する。</p> <p>③サービス担当者会議の活用により、関係事業所、関係機関と協力した体制づくりに取り組むとともに、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>④利用者等との連絡を密にし、断続的なモニタリングを行う。</p>
事業の内容	<p>①利用者の自宅等に伺い面接し課題等の把握を行う。</p> <p>②福祉サービスの支給決定又は更新前にサービス等利用計画案の作成を行い、利用者及び家族に対して説明し、同意を得た上でサービス内容を決定する。</p> <p>③支給決定又は変更後、サービス事業者等との担当者会議の開催を行う。</p> <p>④サービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し同意を受け決定する。</p> <p>⑤サービス等利用計画の変更</p> <p>⑥日常生活用具や予想具の給付支援、成年後見や権利擁護の説明と案内、虐待の通報等の業務を行う。</p>
事業目標	<p>①スキルアップ研修、地域の勉強会等に積極的に参加し個々の資質の向上に努める。</p> <p>②医療を含め他業種との連携を図りながら専門性の高い支援ができる様にする。</p> <p>③個々のニーズに応じながら法改正を理解し制度に沿って支援をしていく。</p> <p>③ 種々の資格取得について奨励し支援する。</p> <p>④ eラーニングによる個別研修を行う</p>
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを

	<p>適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
法令遵守	児童福祉法（障害児相談支援）・障害者総合支援法（計画相談）

### 共同生活援助事業 「ケアホーム かのん」

<b>定員</b>		<b>責任者</b>
14名		吉村 ゆりえ
<b>開所年月</b>		<b>スタッフ数</b>
H24.04.01		12人

基本方針	<p>障害者が共同して生活する事を通じて、共生社会の実現と意思決定支援を基本として、利用者の人格と尊厳を守りサービスの充実に努める。また、個人の能力を活かしながら地域社会との接点（交流）を持ち、人として豊かに日常生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>利用者が地域で共同して日常生活を営めるように、利用者の身体及び精神の状況や環境に応じて、入浴や排泄、食事等の介助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。</p>
事業目標	<p>入居者（利用者）の生活を24時間体制で、安心、安全な生活を提供し、個々の入居者が充実していると思える毎日をごせるよう支援に努める。</p> <p>入居者主体を基に支援を行い、一人ひとりの声に耳を傾け、表情の変化や意思表示を感じ取り自己決定を促せるように配慮し、その場に応じた最善の支援を実践していくことで、入居者が満足感を得られる充実したものにする。また、家族としっかり連携し、より一層の信頼関係の構築に努める。</p>
事業計画	<p>1 個別ニーズをどのようにしたら把握し、実現に向けて支援できるかを入居者、家族とともに考える。</p> <p>2 個別懇談会を実施し、家族の意見や思いを踏まえて、個別支</p>

	<p>援計画の見直しを行い、必要に応じ再アセスメントをする。</p> <p>3 入居者に関する情報・個別ニーズは生活支援員、世話人等職員全員が確実に把握し、日々の変化等、職員間の周知を徹底し利用者が有意義な生活を送れるよう支援する。</p> <p>4 個人の居宅介護利用者に対して、居宅介護等利用時の心身の状況等を把握し、変化等を見逃さない連携体制をさらに整備する。</p> <p>5 随時、支援内容の確認と見直しを行うとともに、業務内容の効率化を図る。</p> <p>6 地域で暮らしていることを実感できる様、町内の一員として協力できることを探る。</p> <p>7 家族との親睦や要望を考慮し、交流会を年1回実施する。</p> <p>8 各グループホーム利用者の調和を図る。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症等に関する正確な情報を随時把握し、職員間でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。</p>
保健衛生	<p>① 感染症の対策を中心に健康チェック（毎朝のバイタルチェックと体温測定）を実施し、感染症の罹患の未然防止に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。</p> <p>② 日中活動の送迎スタッフに体温等健康情報を確実に提供する。</p> <p>③ 疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修やeラーニングによる個別研修でキャリアアップを図るとともに、各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推</p>

	<p>進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
行 事	<p>誕生会（入居者の誕生日）・お雛様・子供の日・合同焼肉会・食事会（外食）他</p>

## 公益事業

<p><b>地域生活支援事業</b> （日中一時支援事業）</p>	<p>障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。</p> <p>① 帯広市・音更町・幕別町・士幌町との委託事業として、各市町村の地域生活支援事業の要綱等に則り、適切に行い支援する。</p>
<p><b>共生型事業</b> 1 管内の医療的ケア事業所との協力体制の構築</p>	<p>医療的ケア対象者（児）の療育及び地域社会生活の安定を確保するために、他事業所との情報の交換・共有及び連携を行う。また災害時等における業務提携を目指す。</p>
<p>2 ふれあい食堂の開設 毎月第4日曜日</p>	<p>地域における公益的取り組みとして、ひとり親家庭や生活に困窮している家庭の子ども達の居場所として、また、高齢者が集う場としての「ふれあい食堂」を、ボランティアを募り、食事提供とレクレーションを主に毎月1回、第4日曜日に開催する。</p> <p>この事業は社会や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用しその特性を生かして、継続的に子どもの貧困対策問題等に対する支援を実施する。</p> <p>①法人（施設）の認知度をアップさせ、地域住民との交流を深め、地域活性化に貢献する。</p> <p>②法人独自のボランティア組織体制の充実。</p> <p>③安全な食事の提供（保健所との連携）</p>
<p><b>レスパイトサービス事業</b></p>	<p>福祉サービス等のサービスを利用することができない、法の狭間の日常生活等に、有料で安全に見守り等を行う。</p>
<p>安全対策</p>	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。さらに感染症に関する正確な情報を随時把握し、職員間</p>

	でリスクの共有を図るとともに、利用者の家庭との連携を密にする。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人権尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待防止マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p> <p>また、ふれあい食堂におけるボランティア等のスタッフに対しても権利擁護等の内容を、すべての機会を通じて理解を求める。</p>